

議 会 資 料	議案第20号
学校教育課	

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

### 1. 条例を改正する理由

平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるものとして、学校評議員制度が導入され、同年4月から実施されることとなりました。志摩市においても学校評議員を設置し、「開かれた学校づくり」の一助となりました。

その後、平成16年6月に学校評議員の権限と責任を更に拡充し、合議体として組織する学校運営協議会を設置することができるよう「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、同年9月から施行されました。

そして、平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容として「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が更に改正され、平成29年4月1日から施行されました。

学校運営協議会の主な役割としては、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができること、③教職員の任用に関し、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができることなどがあります。志摩市においては、平成23年度に、鵜方小学校において学校運営協議会の運営を開始した後、令和4年度に残る12校全てにおいて学校運営協議会の運営を開始しました。これにより、全小中学校で学校評議員から学校運営協議会に移行したことから、学校評議員を廃止するものです。

### 2. 改正する条例の要点

学校評議員及び学校運営協議会委員の報酬及び費用弁償を定める別表の規定から、学校評議員を削除します。

### 3. 改正による効果等

学校運営協議会への移行に伴い、今後、学校評議員が設置されることがないため、本改正により、実態と合った規定となります。

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年志摩市条例第48号)新旧対照表

現行			改正後 (案)		
別表(第1条、第2条関係)			別表(第1条、第2条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	月額 65,000円	志摩市職員等の旅費に関する条例(平成16年志摩市条例第58号)及び志摩市職員の自家用自動車による出張の承認に関する規則(平成16年志摩市規則第59号)に規定する旅費相当額	教育委員会委員	月額 65,000円	志摩市職員等の旅費に関する条例(平成16年志摩市条例第58号)及び志摩市職員の自家用自動車による出張の承認に関する規則(平成16年志摩市規則第59号)に規定する旅費相当額
略			略		
学校評議員、学校運営協議会委員	年額 12,000円	〃	学校運営協議会委員	年額 12,000円	〃
略			略		
備考 1・2 略			備考 1・2 略		